



声のラン

声①

環境意識の高まりから市民のごみ減量に対する意識が高まっているように感じます。

しかし、残念なことに、相変わらずごみを指定された収集日以外にごみステーションに出したり、郊外の道路沿いにテレビや廃タイヤを不法投棄していることがみられます。

こうしたごみを出すマナーが十分でない方や、不法投棄の行為に対して、市はどのような対応や対策をしているのでしょうか？

答①

ごみは、私たちの生活で必ず発生するものです。私たちが住みよく、きれいなまちで暮らしていくためには、ごみを排出するルールを決めて、適正に処理していくことが欠かせません。しかし、ご指摘のとおり、現状ではこうしたルールを守っていただけない方がいることも事実です。

市は、ごみを出すときのマナーを徹底させるために、平成18年5月から「適正ごみ処理推進員制度」を導入しました。12人の推進員が地域を巡回し、ごみを適正に出していただくよう、啓発や指導を行っています。

指定日以外に出されたごみや不適正に出されているごみがみられた場合は、そのごみに「収集日がちがいます」「分別されていません」と記したシールを貼り、適正に出すことをお願いしています。

なお、新しく市民になられる方には、市役所で転入手続きをするときに、「ごみの分け方・出し方」のパンフレットなどを配布して、千歳のごみの出し方のルールをお知らせ

ごみを出すマナーがなつて いません!!

《50歳代男性》

せています。

また、ごみの不法投棄は犯罪であり、個人が行った場合は5年以下の懲役と1千万円以下の罰金に処せられます。

市は、不法投棄が多く発生する場所を重点的に巡回し、移動式監視カメラを設置するなどして、発生防止に努めています。さらに、不法投棄の防止に向けて道路、公園や森林の管理者などの関係機関と連携して取り組んでいます。

実際、不法投棄者が判明した場合は、警察署に通報し、厳しく対処しています。不法投棄の行為は犯罪ですので、絶対にしないでください。今後も、千歳が住みよく、きれいなまちであり続けるために、分別などのごみの排出ルールについて、ご理解とご協力をお願いします。

【廃棄物対策課廃棄物対策係】
☎(23)21110



ごみを出すルールが守られず指導のシールが貼りつけられたごみ

【ワンポイントメモ】

スプレー缶やカセットボンベ、ライターなどの有害ごみは、必ず透明または半透明の袋に「有害ごみ」と表示してごみステーションに出してください。有害ゴミを燃やせないごみ袋に混ぜて出してしまうと、収集時に破裂して、ごみ収集車が火災をおこす危険があります。

案内

「声のラン」では、おもに「市長への手紙・ポスト」や「広報広聴モニター」の声と、その答えをご紹介します。そのほか皆さんからの一般的な質問などもご紹介しますので、普段から疑問に思っていることなどを、お手紙などでお寄せください。ただし、ほかの市民にも参考になる内容を採用させていただくため、個人的なことなどすべてを掲載することはできません。また、質問の内容を確認する必要上、お手紙には必ず連絡先と名前をご記入ください。【〒066-8636 / 千歳市東雲町2丁目34 / 千歳市企画部広報広聴課 宛】